

平成19年版 環境白書要約

和歌山県の環境

THE ENVIRONMENT OF WAKAYAMA

和歌山県の環境

THE ENVIRONMENT OF WAKAYAMA

平成19年版 環境白書要約



平成19年版 環境白書の刊行にあたって

今、地球規模での環境対策が求められており、本年6月に開催されたG8ハリゲンダムサミットでも地球温暖化問題が重要なテーマとして取り上げされました。

また、本年2月には、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第4次評価報告書が公表され、その中で、人為起源の温室効果ガスの増加により、気候システムに温暖化が起こっているとほぼ断定されるとともに、このことが地球環境に様々な影響を及ぼすと指摘されています。

そうした中、いよいよ来年にはCO₂など温室効果ガスの削減を義務づけた京都議定書の第一約束期間が始まります。和歌山県も定められた目標を達成すべく、「世界遺産登録地域内での大規模駐車場における利用者へのアイドリング・ストップの周知の義務づけ」や、「第一種エネルギー管理指定工場に温室効果ガス削減の中長期計画の提出を義務づける」など、本県の特性を活かした地球温暖化対策の基本的な事項を定めた「和歌山県地球温暖化対策条例(本年3月に制定)」を9月から施行し、一層の地球温暖化防止に取り組んでいるところです。

しかしながら、「すべての人の参加と連携の下、自然と人間とが共生することができる健全で恵み豊かな環境を保全するとともに、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会を実現する」という和歌山県環境基本条例の理念に基づき、地球温暖化をはじめとするすべての環境問題を解決していくため、社会を構成する全ての個人や団体が、ライフスタイルや事業活動を見直し、一つ一つの実践を積み重ねていくことが何よりも大切です。

世界に誇れる素晴らしい自然を持つ「ふるさと和歌山」を美しい環境のまま次の世代に引き継いでいくことは、私たち一人ひとりに課せられた責務であり、そのためには、行動を加速させなければなりません。

この白書は主に平成18年度の本県の環境の現状と、県の取組みをまとめたものであり、県民の皆様方が、環境問題についての関心と理解を深められ、これからの環境保全活動に活用されることを心から願っております。

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

C O N T E N T S
目 次

I 和歌山県の環境Q&A	1
II 環境行政の総合的推進	2
III 人と自然とが共生する環境の創出	
1.自然環境の保全	3
2.自然環境とのふれあいと活用	4
3.豊かな生活空間の保全と創造	5
IV 快適な生活環境の保全と持続的発展が可能な社会の構築	
1.大気環境の保全	7
2.水環境の保全	9
3.騒音・振動・悪臭公害対策の推進	11
4.土壤環境の保全	12
5.県内循環システムの構築	13
6.化学物質による環境汚染の未然防止	15
V 地球環境の保全を目指した地域からの実践	
1.温暖化効果ガス発生抑制対策の推進	16
2.二酸化炭素の吸収源対策の推進	17
3.オゾン層破壊防止対策の推進	18
VI 各主体への環境保全意識の普及啓発	
1.環境教育・環境学習の充実	19
2.環境保全意識の普及啓発	20



Q

和歌山県の環境は？

A

和歌山県の自然環境は、広大な森林や山地、黒潮洗う海岸線など豊かなものです。森林が県土に占める割合は、約77%で、この森林は、二酸化炭素の吸収源となるなど地球環境を保全する機能を持っています。

また、豊かな自然環境は、様々な生物を育んでおり、野生鳥獣についても種類が豊富で生息数も多く見られます。

さらに、歴史的・文化的資源も多く、特に高野・熊野の文化的景観は、平成16年7月、「紀伊山地の霊場と参詣道」としてユネスコの世界遺産に登録されました。

また平成17年11月、ラムサール条約締約国会議で「串本沿岸海域」が国際的に貴重な湿地に登録されました。

大気環境では、大気の汚れを測定した結果を見ると平成17年度と比べて各測定地点とも測定値は、ほぼ横ばいの傾向で推移し、概ね良好な大気環境が維持されています。

水環境については、河川・海域の測定結果から、一部で水質の汚れが見られますが、大部分の河川・海域についてはきれいな水質を保っています。

騒音については、環境基準（人の健康や生活環境を守るために維持されることが望ましい基準）をあてはめている和歌山市、海南市で実施した騒音の測定結果を見ると環境基準達成率は、一般地域、道路に面する地域とも良好な結果となっています。

工場などの騒音・振動、自動車の交通騒音・振動、南紀白浜空港及び関西国際空港の航空機騒音についての測定結果は良好な結果となっています。

廃棄物については、主に家庭から出るごみやし尿の一般廃棄物のうち1人1日あたりのごみの排出量は、ここ数年は減少しています。し尿は、ほぼ全面陸上処理となっています。

また、産業廃棄物については、近年、減少傾向にありましたが景気回復とともに平成17年度の発生量は平成12年度に比べて増加しています。

Q

環境に関する和歌山県の取り組みは？

A

和歌山県環境基本計画に基づき、様々な施策を実施しています。

自然環境については、自然環境保全、鳥獣の保護・管理、自然公園の整備等に取り組んでいます。高野・熊野の文化的景観がユネスコの世界遺産として登録されたことから、資産の保全、周辺森林の整備、町並の修景等、必要な施策を国、市町村と協力しながら積極的に推進しています。

また串本沿岸海域がサンゴ群集の特異性が評価され、ラムサール条約湿地に登録されたことから、サンゴ群集の賢明な利用と保全を推進しています。

大気、水質、騒音、振動については、継続した調査・測定を実施し、工場・事業場に対する監視・指導を行うとともに、環境にやさしい自動車の導入、生活排水対策の普及・啓発や下水道の整備の推進に取り組んでいます。

廃棄物対策としては、県内循環システムの構築に向けて「第2次廃棄物処理計画」を策定し、廃棄物の発生抑制を図り、ごみ処理広域化、分別収集・リサイクルを促進するとともに排出事業者、処理業者及び処理施設の設置者に対して適正処理に関する指導・啓発を行っています。また、産業廃棄物の不法投棄を防止するため、不法投棄監視パトロールを実施しています。さらに、橋本市におけるダイオキシン類問題については、土壤汚染対策工事の完了に伴い、平成17年8月にダイオキシン類対策特別措置法に基づく対策地域の指定解除を行いました。

地球温暖化対策としては、「和歌山県地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、平成22(2010)年度には、平成2(1990)年度と比較して、最大10.6%の温室効果ガスを削減することを目標に、環境経営の推進や省エネルギー活動と資源の循環利用等による排出削減に向けた取り組みの推進、「風力発電」や「木質バイオマス」などの新エネルギー等の普及によるエネルギー転換の推進、「企業の森」をはじめとする森林吸収源対策の推進、人材の育成や「和歌山県地球温暖化防止活動推進センター」指定等によるパートナーシップ（協働）の推進等に取り組んでいます。

さらに、平成19年3月には、県、県民、事業者等の責務を明らかにするとともに、本県の特性を活かした地球温暖化対策の基本的な事項を定めた「和歌山県地球温暖化対策条例」を制定し、地球温暖化対策の推進を図っています。



1 和歌山県環境基本条例

本県では、都市・生活型環境問題や地球環境問題、良好な自然環境や快適環境に対する県民ニーズに適切に応えるため、平成9年10月に「和歌山県環境基本条例」を制定し、行政、事業者、県民のそれぞれの責務と県の環境施策の基本的な方向を明らかにしました。この条例では以下の4点を基本理念と定めています。

- ① 恵み豊かな環境の確保と次世代への承継
- ② 自然と人間との共生の確保
- ③ 環境保全へ自主的・積極的な取り組み
- ④ 地球環境保全の積極的な推進

2 環境基本計画

和歌山県環境基本条例に基づき、平成12年1月和歌山県環境基本計画を策定し、環境施策の基本的な考え方と長期的な目標とともに、その実現に向けた施策展開のあり方を示し、環境保全に関する各種施策を総合的かつ計画的に実施してきました。

しかし、計画策定後5年が経過し、この間には二酸化炭素等の増加による地球温暖化問題や不法投棄などの廃棄物問題、化学物質による環境汚染など社会情勢が急激に変化していることから、これら状況の変化に適切に対応し、環境保全施策をより一層効果的に進めるため平成17年3月に計画を見直しました。

〔計画の期間〕

計画の期間は、平成17年度（2005年度）から平成22年度（2010年度）まで。

〔計画の目標〕

和歌山県環境基本条例の理念を具現するため、その実現に向けて次の4つの基本目標を掲げています。

- ① 人と自然とが共生する環境の創出
- ② 快適な生活環境の保全と持続的発展が可能な社会の構築
- ③ 地球環境の保全を目指した地域からの実践
- ④ すべての人々とともに築く環境の時代

3 環境影響評価の推進

環境影響評価（環境アセスメント）は、土地の形状の変更や工作物の新設等の事業を行う者が、その事業の実施前に環境への影響について、自ら適正に調査、予測、評価を行い、環境の保全に適正に配慮しようとするものです。県としても、環境影響評価指導要綱を定めて対応してきましたが、環境影響評価法が制定されたことや、環境基本条例においても環境影響評価の推進が掲げられたことなどから、平成12年3月に和歌山県環境影響評価条例を制定し、同年7月から全面施行しています。

4 環境保全協定の適切な運用

大規模工場からの公害は、広範囲に環境に影響を及ぼすおそれがあることから、地域住民の健康と生活環境の保全を図るために、関係市町とともに事業者と環境保全協定（公害防止協定）を締結しています。平成19年4月現在、7事業所と締結し、汚染物質総量の規制や環境監視体制の確立、公害防止施設の計画的整備などを図っています。

5 公害防止条例に基づく指定工場制度

公害防止条例では、工場全体を規制する指定工場制を設けています。和歌山市、海南市及び有田市に立地し、1時間当たりの燃料使用能力が5,000リットル（重油換算）以上または、一日当たりの総排水量が5,000立方メートル以上の大規模工場を「指定工場」とし、その新設及び変更について、知事の許可を必要とすることとしています。平成19年4月現在は11工場が指定工場となっています。

6 環境保全への率先行動

県では、県庁の組織自体が大規模な消費者、事業者として環境に及ぼす負荷を低減させることはもとより、県民や事業者の自主的な行動を促すため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、県庁自らが排出する温室効果ガス（地球温暖化の原因となっている二酸化炭素やメタンなどの物質）の削減に向けて、平成12年8月に「和歌山県地球温暖化防止実行計画」を策定、平成18年3月には「和歌山県地球温暖化対策地域推進計画」の策定に伴い実行計画の内容を見直して、「和歌山県地球温暖化防止実行計画（第2次）」を策定し、二酸化炭素の排出要因である電気や燃料の使用、水道やコピー用紙などについての削減数値目標を掲げて取り組んでいます。

また、「和歌山県グリーン購入推進方針」を毎年見直し、環境にやさしい物品等を優先的に調達するように努めています。

なお、平成13年2月に本庁舎において環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の認証を取得しました。この規格に基づき、上記の取組も含めた、県の実施する環境施策や一般事務事業、公共工事について、PDCAサイクル（計画→実行→点検→見直し）により管理・推進を行い、継続的な改善を図っています。

○県庁の主な取組内容

- ・グリーン購入の促進
- ・昼休み、残業時の不要照明の消灯
- ・OA機器の不使用時の電源OFF
- ・古紙の分別の徹底
- ・裏面未使用のコピー用紙の再利用
- ・電子情報活用の促進（コピー用紙の節減）
- ・公用車の適正使用（アイドリング・ストップ等）
- ・空調設備の適切な温度設定（暖房19度、冷房28度目安）等

1 自然環境の保全



1 多様な自然環境の保全

現状

本県は、その大部分が紀伊山地を中心とする山地地域で、森林が県土の約77%を占めています。

その森林は約61%が人工林、約39%が天然林となっており、林種別では約64%が針葉樹、36%が広葉樹で構成されています。それらの森林は国土の保全や水源のかん養、保健休養の場、さらには二酸化炭素の吸収源等の公益的機能を併せ持っています。

取組

① 自然環境保全地域

現存する貴重な自然環境を保全するため、自然・社会的諸条件からみて自然環境を保全することが必要な特定の地域を、県自然環境保全条例に基づき、自然環境保全地域に指定し、適正な保全に努めています。

県自然環境保全地域一覧表

平成19年3月末現在(単位:ヘクタール)

名 称	所 在 地	面 積			特 徵	標 高 (m)	指定年月日 及び告示番号
		特別地区	普通地区	合 計			
立神社寺林	有田市野	1.30		1.30	ホルトノキ、スダジイ	5~65	S51.330 県告示 第192号
川又觀音社寺林	日高郡印南町川又	3.90		3.90	トガサワラ、ヒメシャラ、ツゲモチ	350~560	//
西ノ河原生林	日高郡日高川町 寒川、西ノ河国有林	64.58	20.97	85.55	ツガ林、ブナ林の極相林	700~1,120	S52.326 県告示 第203号
亀谷原生林	田辺市龍神村 龍神、亀谷国有林	215.81	10.95	226.76	ツガ林、ブナ林、県下で 最大の極相林	700~1,268	//
大滝川	日高郡日高川町 大滝川及び山野	(2.60)	(2.60)		シダ類、キクシノブ、コシ ヨウノキ、ウエマツツウ	85~ 250	S55.329 県告示 第243号
静閑瀬	新宮市熊野川町 鎌塚	(5.68)	5.68		V字谷、キジョウロウホト ギス、ウナスキギボウシ、キ シユキギ	130	//
琴の瀬	西牟婁郡すさみ町 周參見字広瀬谷及 び字上川北側	3.60		3.60	渓、渓流、ヒノキ、ホンシャク ナゲ、コバナギ、ハマセン ダン、ヒロハコンロンカ	100~ 300	//
合 計		(8.28)	297.47	31.92	(8.28)	329.39	

*面積表の()内は、野生動植物保護地区()の面積を示す

② 特定民有地買上げ制度

自然公園内において、その地域に所在する民有地のうち、特に自然環境を保全することが必要な土地について市町村の買上げに対して補助を行うことにより、その保全に努めています。

2 生物の多様性の保全

現状

植生として、スギ、ヒノキの植林による人工林が多い中で、ウバメガシ群落やシイ・カシ萌芽林などの暖温帯に生育する群落が主となっています。また、1,000m級の大塔山系や護摩壇山山頂周辺では冷温帯に属するブナ、ミズナラなどの落葉広葉樹林も見られます。野生鳥獣の生息状況は、気候・地形等により種類は豊富で生息数も多く見られます。

鳥類については、留鳥、渡り鳥などの種類や生息数が多く、山地、農地、人家の周辺等広い範囲に分布しています。哺乳類は、クマ、シカ、サルの大型獣をはじめ、天然記念物であるヤマネやニホンカモシカの存在が確認されています。

取組

① 第9次鳥獣保護事業計画(改定版)の実施

鳥獣の保護繁殖を目的とする事業を実施するため、環境大臣が定める基準に従って、平成15年4月16日から平成19年3月31日(平成20年3月31日まで延長)までを期間とする鳥獣保護事業計画を定めたものです。

この計画内容は、野生鳥獣の生息環境を保全するため、鳥獣の保護繁殖、生息環境の保護を推進するための鳥獣保護区・特別保護地区・休猟区の指定、有害鳥獣捕獲に係る許可基準、鳥獣の生息状況に係る諸調査、特定鳥獣保護管理計画の策定、鳥獣保護事業の啓発、及び特定獣具使用禁止区域・鉛製散弾使用禁止区域の指定等です。

鳥獣保護区等面積及び箇所数の計画期間中の増減状況

	既存面積及び箇所数	新規及び区域拡大	廃止及び区域縮小	計
鳥獣保護区	33,129.8(101)	1,400.6(5)	△30(1)	34,500.4(104)
同特別保護地区	1,050.4(9)	0(0)	0(0)	1,050.4(9)
休猟区	1,886.5(4)	320(1)	1,886.5(4)	320(1)
特定獣具使用禁止区域	19,348.9(45)	61(2)	620(1)	18,789.9(46)
特定獣具使用制限区域	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
鉛製散弾使用禁止区域	11.5(1)	0(0)	0(0)	11.5(1)

[単位:ha、()内は箇所数]

② 鳥獣保護対策

県内に鳥獣保護区等を指定することにより、狩猟の適正化を図るとともに、生息数の少ない鳥獣については、積極的な保護増殖を図っています。また、生息環境の保護が重要な地域については、特別保護地区に指定して重点的に保護管理を行っています。

鳥獣保護区等の設置状況

区 分	鳥獣保護区等(特別保護地区)	休 猎 区		特定獣具使用禁止区域	
		箇所	面 積	箇所	面 積
県下全域	103 (9)	33,821.8ha (1,050.4)	0	Oha	49 19,107.9ha

(注)特別保護地区は、鳥獣保護区内に指定するので(内数)である。

③ 傷病鳥獣救護対策

病気や傷ついた野生鳥獣を指定の救護医や救護所で保護治療するにあたり、獣医師等の連携を図ることにより、機動的に傷病鳥獣の保護、収容及び介護を行っています。また、平成12年7月紀美野町国木原に鳥獣保護センターを開設し、救護された傷病鳥獣の治療や野生復帰までのリハビリ等を実施しています。

④ 和歌山県サル捕獲事業の実施

和歌山県北部において、移入種であるタイワンザルが野生化し、交雑が進んでいることから、それらのサルの捕獲事業を行っています。

2 自然環境との ふれあいと活用



現状

本県は、紀伊山地の雄大な山並みをはじめ、大小多数の河川、海岸など様々な自然環境資源に恵まれています。こうしたなか、県内で14の自然公園が指定され、多くの人々が県内外から訪れ、すぐれた自然に親しんでいます。自然公園が県土に占める面積割合は約9%となっており、自然環境を保全する上で重要な役割を果たすとともに、多くの県民がこれらの自然公園を訪れていることから、観光資源として、またレクリエーションの場、身近な自然体験の場としても大きな役割を担っています。

取組

① 自然公園の施設整備
優れた自然環境を有する自然公園において、自然とのふれあいを求める住民のニーズに応え、安全で快適な自然体験の場を提供するため、その自然環境の保全に配慮しながら、園地、野営場、公衆トイレなどの整備を進めています。

② 自然公園の保護・管理

自然公園に関して、その優れた自然景観の保護を図るため、行為を規制する必要性の程度に応じて、公園区域及び公園計画を定めています。管理体制については、県自然環境室、各振興局健康福祉部及び各市町村の担当課室が協力して、その保護・管理に努めるとともに、国立公園については、環境省近畿地方環境事務所が保護管理事務を行っています。

③ 近畿自然歩道

環境省では、国民が広く自然や史跡などを訪ねることにより、健全な心身を育成し自然保護に対する理解を深めることを目的として、自然公園や文化財などを有機的に結ぶ全国長距離自然歩道網の整備計画を進めています。県内でも、平成9年度に、近畿自然歩道の路線（路線延長約510km:53コース）の決定がなされ、歩道の改良・修繕並びに駐車場、公衆トイレなどの利用施設の整備を進めています。

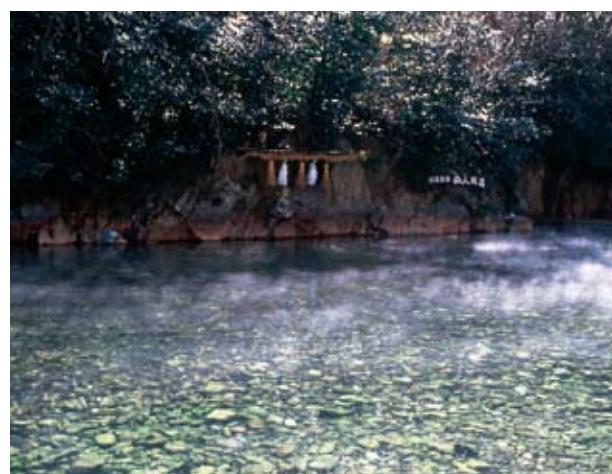
平成18年度近畿自然歩道施設整備状況

コース名	市町村名	整備内容
日光神社を訪ねるみち	有田川町	歩道
宇久井半島を訪ねるみち	那智勝浦町	案内板・指導標識
熊野灘眺望のみち	串本町	歩道

④ 温泉の保護と利用

温泉は、医学的にもその効用が高く評価され、豊かな自然と相まって古くから人々の保健、休養に大きな役割を果たしています。本県は全国有数の温泉県であります。温泉源は限りある自然資源であることから、温泉法に基づき温泉の保護と適正な利用を推進するとともに、昭和48年度から5ヶ年計画で主要温泉地の学術調査を実施し、この調査結果をもとに温泉保護対策実施要綱をまとめ、現在、それに基づき保護対策を実施しています。

また、平成2年12月3日に設立した和歌山県温泉協会では保養・休養・療養という温泉本来の機能を生かした利用方法についての研究及び県下全温泉調査を行うなど温泉資源の保護と適正な利用を推進しています。



川湯温泉 仙人風呂

⑤ かしの木バンク

子供達に、カシやシイ、クヌギなどのどんぐりを集めてもらい、それを100個貯金することにより、一本の苗木を払い戻す「かしの木バンク」を実施しています。払い戻された苗木は地域の緑化に役立てもらいます。

③ 豊かな生活空間の保全と創造



1 まちの緑や水辺、美しい景観の保全と創造

現状

まちの緑や水辺は私たちの生活にうるおいとやすらぎを、また、まち並みや地域の美しい景観は人の心をなごませ、地域の個性を生み出します。近年は、都市公園や緑地の整備などにより新たな緑が創り出されている一方で、市街地のスプロール化現象などにより、里山などの周辺の緑が失われつつあります。都市内の河川や沿岸域は、水質の汚濁やコンクリート護岸の建設などにより住民からは遠い存在となっていましたが、親水性の向上や水質の改善などにより、再び生活空間の一部としての役割を果たしつつあります。まちの景観は道路、建物、河川など様々な構成要素により成立っていますが、それらの整備にあたっては、景観に配慮されたものが増えてきています。

取組

① 都市公園の整備

都市公園は、都市の緑化・公害の緩和・災害時の避難場所の提供等の都市環境の改善、またスポーツ・レクリエーションの場として、都市住民の健康な心身の維持・形成に寄与し、自然とのふれあいを通じて豊かな情操を育成することを目的として整備が行われています。

また、「社会資本整備重点計画」により、計画的な整備を推進しています。平成18年度末で都市公園面積625.83ヘクタール、都市計画区域内人口1人当たり都市公園面積7.14m²であり、今後とも計画的、積極的な整備を推進する必要があると考えています。

② 電線共同溝整備事業

安全で快適な通行空間を確保し、都市景観の向上を目指すとともに、台風や地震といった災害による事故の防止や情報通信ネットワークの信頼性の向上を図るため、現在、電線の中立化事業を推進しています。平成10年度までは、主に大規模商業地域を対象に実施してきましたが、平成11年度からは、中規模商業系地域や住居地域へ対象を拡大するなど積極的に事業を推進しています。平成19年3月末現在の整備延長距離は、約39kmとなっています。

③ 和歌川河川環境整備事業

和歌山市内の河川における水環境を改善するため、底泥浚渫、浄化用水導入、下水道整備等を、国、県、市が協力して実施するとともに、地域の美化活動等により、総合的な取組を実施しています。平成10年度から16年度までの間で、市堀川分派点から和歌川仮堰上流までの延長3,585mの浚渫事業を行い完了しました。引き続き平成17年度から大門川の浚渫事業を実施しています。

④ 和歌山流「多自然型川づくり」の推進

新たな「紀州流」の技術を確立し、和歌山にふさわしい河川環境を整備、保全して人間だけでなく生物にも快適な川づくりを推進しています。

⑤ 中山間ふるさと水と土保全モデル事業

多様な生態系や美しい景観等農業・農村の持つ多面的機能の十分な発揮を図り、農業や農村の暮らしが自然と共生する環境創造型整備を推進しています。(平成18年度:岩出東部地区(岩出市)など5地区で実施)

2 歴史的・文化的資源の保存と活用

現状

本県は、古くから国内外の交流や信仰の場として長い歴史を持ち、その中で優れた独自の文化を創り上げ、貴重な文化財や伝統を今日に伝えてきました。また、本県は、国指定の文化財の数が全国第7位に位置する有数の文化財保有県であると同時に、高野山町石道や熊野参詣道などの古道や湯浅町湯浅などの古い町並みなど地域の特色となる歴史的遺産にも恵まれており、これらの歴史的・文化的資源は、県民の心のゆとりや地域への愛着を育んでいます。県内に所在する文化財は、国指定が436件、国登録が111件、県指定が515件(平成19年6月12日現在)、市町村指定が1,295件(平成19年5月1日現在)となっています。

取組

① 指定文化財の管理

文化財保護指導員制度を設け各市町村に委員を設置し、文化財の愛護思想の普及・啓発を図るとともに、指定文化財等の定期的なパトロールを実施し、現状の把握に努めています。

② 文化財の保護

文化財を適正に次の世代に守り伝えるため、建造物・記念物の保存修理と整備等を計画的に実施するとともに、各種の調査を実施し未指定文化財の発掘に努めています。また、周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群いわゆる「町並み」については、平成18年12月に湯浅町湯浅の伝統的な町並みが、本県で初めての重要伝統的建築物群保存地区となりました。

③ 文化財保護育成補助事業

県内に所在する国・県指定文化財及び埋蔵文化財の保護と活用を図るために実施される文化財保存事業に対して助成を行っています。

平成18年度は、建造物の保存修理7件、記念物関係（史跡・名勝・天然記念物）11件、埋蔵文化財の発掘調査等3件について補助を行いました。

④ 歴史的景観の復元等

寺院跡、古墳などの国、県指定史跡に対して、発掘調査を実施し、歴史的資料として活用できるよう復元整備を進めています。整備にあたっては、歴史的公園としての側面を重視し、植栽を行うなど環境の復元にも努めています。

⑤ 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の保存と活用

「紀伊山地の霊場と参詣道」は、紀伊山地に形成された山岳霊場「吉野・大峯」、「熊野三山」、「高野山」に加え、これらを結ぶ参詣道「大峯奥駈道」、「熊野参詣道（中辺路・小辺路・大辺路・伊勢路）」、「高野山町石道」から構成されています。

また、周辺の山、森、川、滝、温泉など信仰の山に密接に関連する要素や、田園、町並など人の生活文化が形成した景観要素も「文化的景観」として、その構成に含まれています。

「紀伊山地の霊場と参詣道」がユネスコ世界遺産として平成16年7月に登録されたことから、世界遺産条約（「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」）に基づき、人類のかけがえのない財産として、より一層の保存への取組が求められます。

本県では、世界遺産の価値を将来の世代へ確実に引き継いでいくことを決意して、平成17年3月、「和歌山県世界遺産条例」を制定しました。

また、世界遺産の一体的な保存と活用のための中核施設として「和歌山県世界遺産センター」を、平成17年4月、田辺市本宮町に開設し、世界遺産講座やHPにより情報発信を行っています。

資産（霊場及び参詣道）は、文化財保護法に基づき現状の保存を図るとともに、その周辺についても、自然公園法、森林法、市町村景観条例等の法令により良好な環境を保持します。また、地域住民や民間団体、来訪者等との連携・協働を図ながら、資産の保存、周辺森林の整備、沿道の修景等、必要な施策を積極的に推進していきます。



高野山伽藍



熊野参詣道 中辺路熊野川



大雲取（熊野古道）

1 大気環境の保全



現状

大気汚染とは、工場・事業場における事業活動に伴って発生するばい煙や自動車などから排出される汚染物質及び光化学オキシダントなどの二次汚染物質によって空気が汚れ、人の健康や生活環境に悪い影響を与えるような状態をいいます。大気汚染の原因となる物質には、二酸化いおう、窒素酸化物（一酸化窒素、二酸化窒素）、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、粉じん、光化学オキシダント、炭化水素などがあります。

【環境基準】

大気汚染物質は、主に呼吸器系への影響を与え、濃度によっては人の健康を損なうことがあります。そのため環境基本法により、人の健康を保護するうえで維持することが望ましい基準として、二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、二酸化窒素、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンの9物質について環境基準が定められています。また、光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針が定められています。

【大気汚染に係る環境基準】

物質	二酸化いおう	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	二酸化窒素
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.4ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/K以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が0.20mg/K以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.4ppmから0.6ppmまでのゾーン内、又はそれ以下であること。
物質	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	
環境上の条件	年平均値が0.003mg/m ³ であること。	年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	
測定方法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有する方法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有する方法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有する方法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有する方法	

① 大気汚染物質別の状況

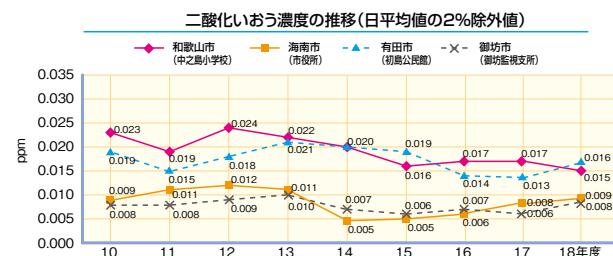
平成18年度の大気常時測定局における測定結果は、前年度と比べて各地点ともほぼ横ばいの傾向で推移し、おおむね良好な大気環境が保たれています。主な汚染物質である二酸化いおう、二酸化窒素及び一酸化炭素については、すべての測定局において環境基準値に適合しています。浮遊粒子状物質

については環境基準を超えた日がありますが、これは黄砂の影響と考えられます。

また、光化学オキシダントについては、すべての測定局で環境基準値を超えた時間があります。

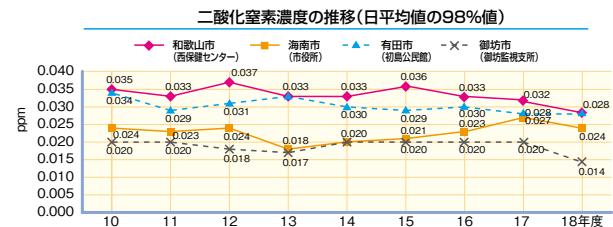
【二酸化いおう】

二酸化いおうは、いおう酸化物 (SOx) のひとつであり、石油類や石炭、木材等に含まれるいおうが燃焼時に大気中の酸素と化合して発生します。また、自然要因による発生もあります。



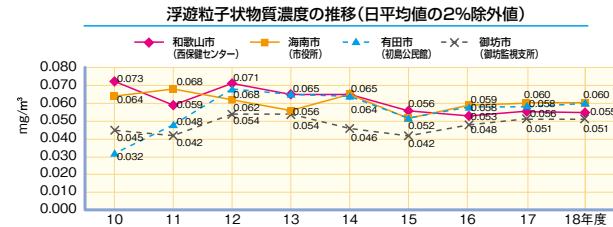
【二酸化窒素】

二酸化窒素は、窒素酸化物 (NOx) のひとつであり、燃焼時に燃料中に含まれる窒素や大気中の窒素が酸素と化合して発生します。



【浮遊粒子状物質】

浮遊粒子状物質は、大気中を浮遊する粒子状物質のうち、粒径が10ミクロン以下のものをいいます。産業活動、自動車等の排出ガスによるほか、土ぼこりや火山活動などの自然現象によっても発生します。



【一酸化炭素】

一酸化炭素は、燃料等の不完全燃焼によって発生するもので、主な発生源は自動車の排出ガスです。



[光化学オキシダント(スモッグ)]

工場・事業場や自動車などから排出された窒素化合物や炭化水素などは、太陽からの光(紫外線)によって光化学反応を起こして、オゾン、PAN(パーオキシアセチルナイトレート)、過酸化物などの酸化性の物質を生成します。オキシダントとは、これらの二次汚染物質の総称をいい、高濃度になると目や喉を刺激したり、農作物に被害を及ぼしたりします。気温が高く、風が弱いなどの気象条件の時に、オキシダントが地上低くよどんで視界がかすんだように見える現象が光化学オキシダント(スモッグ)です。

② 酸性雨の現状

酸性雨は、主に化石燃料の燃焼に伴い発生するいおう酸化物や窒素酸化物などが、大気中で雨水等に取り込まれて生じる酸性の強い雨のこと、欧米では、湖沼等が酸性化し生物が棲めなくなったり、森林が枯れるといった影響や、歴史的建造物等の腐食等の被害が報告されています。

酸性雨の監視は、平成6年度から国の委託を受けて国設潮岬測定局において調査を行っています。

取組

① 工場・事業場の指導

大気汚染を防止するために、工場・事業場からの大気汚染物質の排出に関して、大気汚染防止法や県公害防止条例に基づき、排出濃度の規制や指導を行っています。

② 大気汚染常時監視

大気環境の汚染状況を把握するため、和歌山市、海南市等6市7町における一般環境大気常時測定局で、各市町の協力を得ながら、テレメーターシステムによる常時監視を行っています。

③ 環境測定車による大気調査

平成12年12月に新型環境測定車「ブルースカイ21」を導入しました。これは旧型の「ブルースカイ号」に比べ小型化されたため、環境への負担を軽減しています。この測定車により常時測定局を設置していない地域を中心に、一般環境大気調査、自動車排出ガス等による環境大気調査を実施しています。



環境測定車「ブルースカイ21」

④ 発生源常時監視

固定発生源においては、特定の企業に煙道テレメーターを配備し、いおう酸化物や窒素酸化物の排出量を把握し、協定値の遵守状況の確認を行っています。

⑤ 光化学オキシダント緊急時対策

光化学オキシダント(スモッグ)による被害を未然に防止するため、「光化学オキシダント(スモッグ)緊急時対策実施要領」に基づき、県内13測定局においてオキシダント濃度の常時監視を行っており、緊急時には住民等への周知及び対象工場・事業場に対する燃料使用量の削減要請等必要な措置をとることになっています。

⑥ 「環境にやさしい自動車」の導入推進

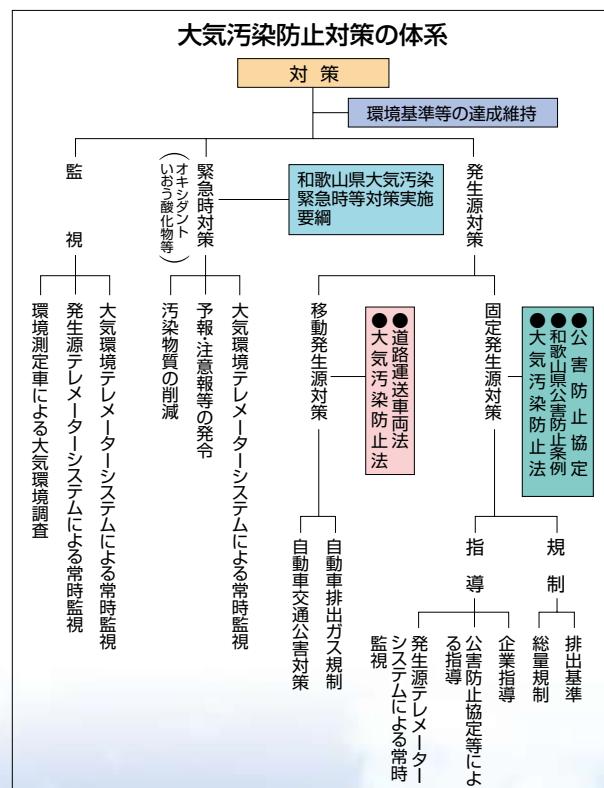
低公害車及び一定の排出基準や燃費基準等満たす自動車を「環境に優しい自動車」として、その導入の促進及び啓発に努めています。

また毎年作成する「グリーン購入の方針」に自動車も位置づけ低公害車の導入に努めています。

⑦ アイドリング・ストップ運動

アイドリング・ストップ運動は大気汚染や騒音、悪臭の防止など、「自動車による公害防止」の観点から取り組まれてきましたが、近年、地球温暖化防止の観点からも推進していく必要があります。

県では、平成19年3月に「和歌山県地球温暖化対策条例」を制定し、アイドリング・ストップ対策の強化を図るとともに、アイドリング・ストップのポスターや幟旗等を作成・配布し、県広報誌の「県民の友」を通じた啓発活動や関係団体に対し看板設置などの協力を依頼してきました。



2 水環境の保全



現状

水質汚濁とは、工場・事業場、家庭等から排出される汚水によって、河川や海域の水質が悪化したり水底の土砂が汚染される現象をいいます。一般に河川や海域には汚れをきれいにする自然の働き（自浄作用）がありますが、汚れがひどくなるにつれ、この自浄作用が働くなくなります。水質汚濁が進行すると、農業や漁業等に被害をもたらすばかりではなく、人の健康にまで影響を及ぼす場合があります。

【環境基準】

水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護に関する項目（健康項目）と生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）について定められています。健康項目に関する環境基準は、全ての公共用水域に一律に適用され、かつ、直ちに達成・維持されるよう努めるものとされています。一方、生活環境項目に関する環境基準は、公共用水域について利水目的に応じて水域類型が指定され、それぞれの水域類型ごとに基準値及び達成期間が設定されています。

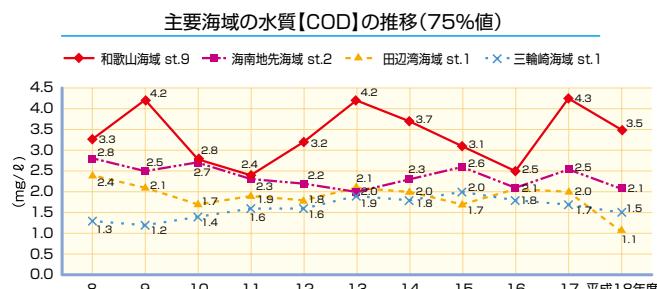
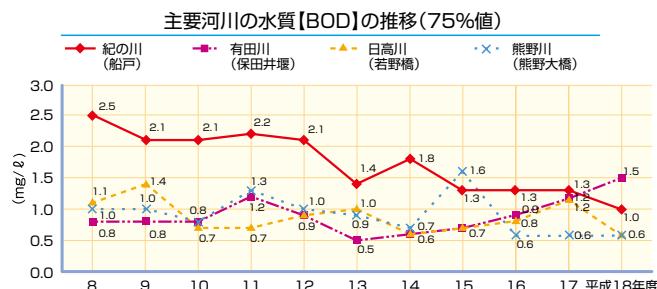
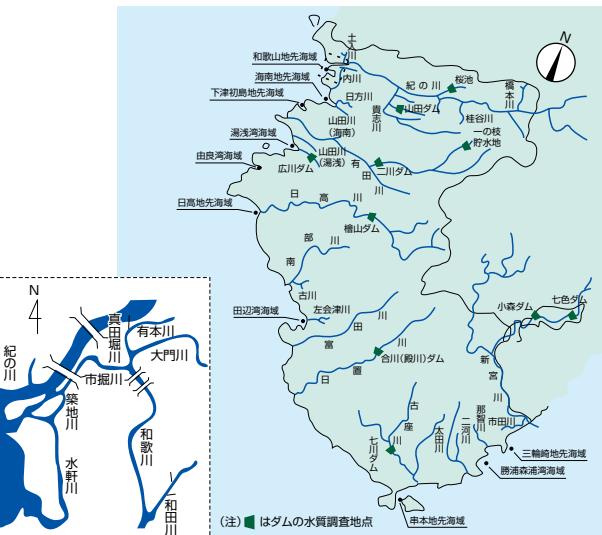
① 公共用水域の監視状況

平成18年度は、国が河川2水系（11地点）、県が河川17水系（43地点）、海域9海域（54地点）、和歌山市が河川2水系（18地点）、海域2海域（19地点）で水質の常時監視を行いました。

生活環境項目については、河川の有機汚濁の代表的指標であるBODについては、類型指定を行った30水域のうち23水域で環境基準を達成しており、その達成率は77%となっています。

海域の有機汚濁の代表的指標であるCODについては、環境基準の類型をあてはめている水域の環境基準達成状況は22水域の全てで環境基準を達成しており、その達成率は100%となっています。

また、水の富栄養化を表す指標である全窒素・全りんについて環境基準の類型をあてはめている5水域全てで環境基準を達成しています。



② 地下水の監視状況

平成18年度は、国土交通省近畿地方整備局で1地点、県で52地点、和歌山市で30地点について水質調査（概況調査）を行いましたが、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素について、県で3地点が環境基準を超過しました。

③ 工場・事業場の監視状況

水質汚濁防止法に基づく届出及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき許可している工場・事業場数は、平成18年度末現在3,930です。これらの工場・事業場に対し、立入調査を適宜実施し、排水基準適合状況の監視を行うとともに、届出等の内容の確認を行っています。

④ 下水道の整備状況

下水道は、雨水の浸水を防ぎ、周辺の環境を改善し、生活環境の向上・公共用水域の水質保全などさまざまな役目をはたす重要な基幹的施設です。

県においても積極的に整備推進を図っており、平成18年度末における本県の下水道の処理人口普及率は16%です。

また、市街地、農山漁村を問わず効率的な整備を行うため、県内全市町村を対象に汚水処理施設の整備区域や整備手法を定めたマスター・プランともいえる「和歌山県全県域汚水適正処理構想」を平成14年度に見直しを行い、市町村の汚水処理事業の円滑な推進を図っています。

⑤ 淨化槽による生活排水の処理状況

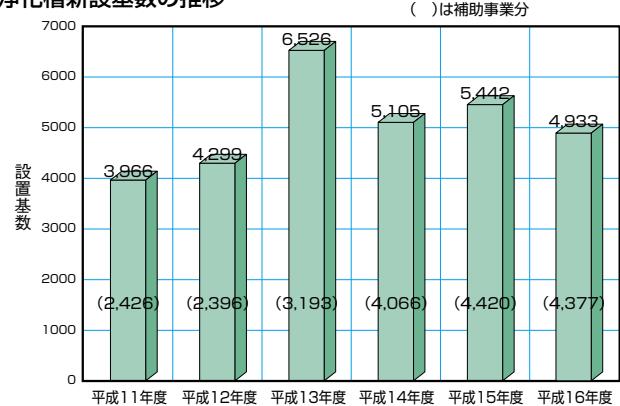
本県の水洗化人口は、平成16年度末で、713,529人で水洗化率は66.5%となっており、そのうち浄化槽の普及によるものが86.5%を占め県民の生活水準の向上に伴い着実に伸びています。

特に、し尿と生活雑排水を併せて処理し、高度な能力を有する浄化槽は、平成16年度末現在54,655基設置されており、処理人口は234,405人となっています。

便所の水洗化率の推移



浄化槽新設基数の推移



取組

① 公共用水域及び地下水の監視

公共用水域及び地下水の水質に係る環境基準の達成状況を把握するため、水質汚濁防止法に基づく「公共用水域及び地下水の水質測定計画」により常時監視を実施しています。

② 工場・事業場の監視指導

「水質汚濁防止法」、「瀬戸内海環境保全特別措置法」及び「和歌山県公害防止条例」の適用工場・事業場に立入調査を行い、排水基準等の適合状況の監視を行うとともに、特定施設や排水処理施設の維持管理の徹底を指導しています。また、排水量50m³/日未満の排水基準適用外の事業場に対しては、必要に応じ「小規模事業場等未規制汚濁源に対する指導指針」に基づき指導を行います。

③ 各種水質の監視

公共用水域の監視の一環として、河川・海域の底質調査、海水浴場の水質調査、ダム貯水池等の水質調査、及び要監視項目調査等の調査を実施しています。

④ 生活排水対策

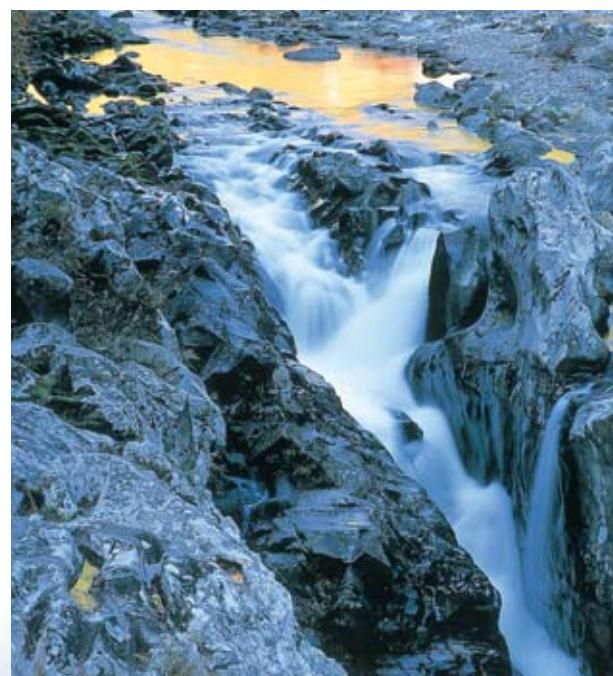
公共用水域の水質汚濁の主な原因の一つとして、台所排水などの生活排水があげられます。生活排水の処理については、下水道、コミュニティプラント、農業集落排水処理施設、漁業集落排水処理施設、浄化槽等の施設整備が重要ですが、県民一人ひとりがこの問題を自覚し、日常生活の中での心配りや工夫を行うことによって汚濁軽減を図ることも大切であり、水生生物調査、紀の国の名水及び生活排水啓発パンフレットの配布等を通じて水環境保全意識の啓発を図っています。

⑤ 瀬戸内海の環境の保全に関する和歌山県計画

瀬戸内海環境保全特別措置法第4条の規定に基づく瀬戸内海の環境保全に関し実施すべき施策について昭和56年に計画を定め、平成14年7月に改訂しました。計画には、趣旨、目標及び目標達成のため講ずる施策等を定めており、これらに基づき各種事業の推進を図っています。

⑥ 漁場環境モニタリング事業

漁業公害に対処するため、調査船等による漁場環境の監視及び調査指導を行うとともに、沿岸海域において発生する赤潮に関する情報を把握し、漁業者に通報及び指導を行っています。また、二枚貝のアサリ及びヒオウギ等について毒化の監視を行っています。



③ 騒音・振動・悪臭 公害対策の推進



1 騒音公害対策の推進

現状

騒音は、人の感覚に直接影響を与え、日常生活の快適さを損なうことで問題となることが多く、感覚公害と呼ばれています。また、騒音の発生形態としては、工場・事業場、建設作業、交通機関、飲食店の深夜のカラオケ等多種多様で、例年、騒音に関する苦情は、公害に関する苦情の中でも最も高い割合を占めています。

[騒音の大きさの例]

120dB	●飛行機のエンジンの近く
110dB	●自動車の警笛（前方2m）
100dB	●電車が通る時のガードの下
90dB	●大声による独唱 ●騒々しい工場の中
80dB	●地下鉄の車内
70dB	●電話のベル ●騒々しい街頭 ●騒々しい事務所の中
60dB	●静かな乗用車 ●普通の会話
50dB	●静かな事務所
40dB	●図書館 ●静かな住宅地の昼
30dB	●郊外の深夜 ●ささやき声
20dB	●木の葉のふれあう音 ●置時計の秒針の音(前方1m)

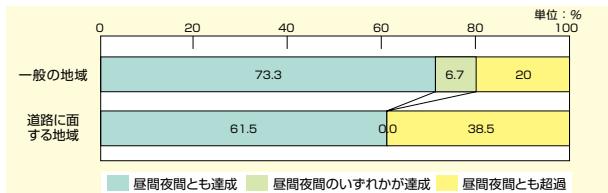
① 工場・事業場の騒音

工場等において発生する騒音については、県条例に基づく届出工場及び公害防止協定工場に対し、隨時立入調査を実施し、規制基準の適合状況等の確認を行うとともに必要な指導を行っています。平成18年度は、9割以上の工場等で排出基準に適合していました。

② 環境騒音

新環境基準が施行されたことに伴い、和歌山市、海南市における騒音に係る環境基準の類型指定を行っている地域を対象に達成状況の調査を実施しています。平成18年度は、和歌山市及び和歌山県（一部地域は海南市）が調査を実施しており、測定地点における環境基準の達成率は一般地域（道路に面する地域以外の地域）、道路に面する地域とも高くなっています。また、地理情報システム（GIS）を構築し、道路沿道の住居等を面的評価により推定した結果、全体で61%前後の達成率となっています。

和歌山市、海南市における騒音に係る環境基準達成状況(平成18年度)



③ 自動車騒音

自動車騒音については、道路沿線地域住民の生活環境に相当程度の影響がみられるから、自動車騒音の実態把握を行っています。

④ 航空機騒音

ア 南紀白浜空港

空港周辺地域は、航空機騒音に係る環境基準の類型指定は行われていませんが、航空機騒音の影響を把握するため、毎年調査を実施しており、平成18年度は安久川漁民集会所及び白浜町役場において実施し、いずれも環境基準を下回っていました。

イ 関西国際空港

騒音の影響を把握するため、県・市が「関西国際空港の環境監視計画」を策定し、飛行経路に最も近接する市立少年自然の家（和歌山市加太）、休暇村紀州加太（同市深山）及び久志集会所（日高町久志）において、航空機騒音の監視を行っており、調査の結果、環境基準を下回っていました。

取組

騒音の対策としては、和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、有田川町及び白浜町の7市2町に騒音規制法の地域指定を行うとともに、公害防止条例の一部を同市・町長が処理し、規制を図っています。その他の町村に対しては、県公害防止条例に基づき工場・事業場及び特定建設作業の監視と指導に努めており、今後、都市計画法の用途地域の設定状況に併せて騒音規制法の地域指定の拡大を図っていきます。

2 振動公害対策の推進

現状

振動は、騒音と同様感覚的公害であり、発生形態としては、工場・事業場、建設作業、交通機関等多種多様であり、中には物的被害が生じる場合もあります。

[振動の大きさの目安]

デシベル	気象庁による震度階級(1949年)	
90	中震 (震度4)	家屋の振動が激しく、器内の水はあふれ出る。 歩いている人にも感じられる。
80	弱震 (震度3)	家屋がゆれて戸がガタガタ鳴動し、電灯のような吊り下げ物は相当揺れる。
70	軽震 (震度2)	大勢の人に感じる程度の地震で戸がわずかに動くのがわかる。
60	微震 (震度1)	静止している人や特に注意深い人だけに感じる。
50	無感 (震度0)	人体に感じないで、地震計に記録される程度の地震。
40		

① 工場・事業場の振動

工場等において発生する振動については、県条例に基づく届出工場を中心に、隨時立入調査を実施し、規制基準の適合状況の確認を行うとともに、必要な指導を行っています。平成18年度はすべての工場等が排出基準に適合していました。

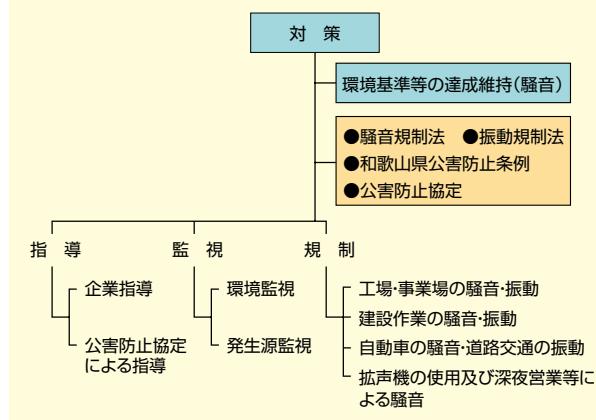
② 道路交通振動

道路交通振動は騒音と同様、主要道路の沿線地域において住民の生活環境に影響を及ぼしていることから、振動規制法の指定地域を中心に実態把握を行っています。調査の結果、全ての地点において要請限度値に適合していました。

取組

振動の対策として、騒音と同様に和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、有田川町及び白浜町の7市2町に振動規制法の地域指定を行うとともに、県公害防止条例の一部を同市・町長が処理し、規制を図っています。その他の町村に対しては、県公害防止条例に基づき工場・事業場及び特定建設作業の監視と指導に努めており、今後、都市計画法の用途地域の設定状況に併せて振動規制法の地域指定の拡大を図るとともに、道路沿線地域においては、自動車振動の発生状況についての実態把握と監視を実施していきます。

騒音・振動防止対策の体系



3 悪臭公害対策の推進

現状

悪臭は、感覚的な公害であり、感受性についても個人差が著しく、また、悪臭に対する順応性もみられる事から、悪臭を客観的に評価することが困難となっています。悪臭の発生源としては、肥料製造工場、化学工場、食品製造工場、畜産業の他、最近特に野外焼却に伴うものが増加しています。悪臭防止法では、アンモニア等22物質を悪臭物質として定めています。

取組

悪臭の対策としては、和歌山市、海南市及び有田市の3市に悪臭防止法の地域指定を行うとともに、その他の市町村に対しては、県公害防止条例に基づき工場・事業場の監視と指導に努めています。

4 土壤環境の保全

現状

農用地の土壤汚染については、人の健康を損なう農畜産物が生産されたり、農作物などの育成が阻害されることを防止するため「農用地の土壤汚染防止等に関する法律」が施行されています。そこではカドミウム、銅、ひ素について基準値を超えて汚染された農用地には客土等を行うこととしています。農用地以外のいわゆる市街地の土壤汚染については、近年全国レベルで工場跡地や研究機関跡地の再開発等に伴い有害物質の不適切な取扱、汚染物質の漏洩等による汚染が問題となっています。

① 重金属の自然賦存量調査結果

農耕地及び林地土壤について、昭和56年度に土壤群別の調査を行いました。カドミウム、亜鉛、銅、鉛及びひ素はいずれも褐色森林土が高く、黄色土が低い値を示しました。また、平成11年度に地質年代別の土壤母材について調査を行いました。第四世紀層のマンガン及びニッケル、古第三世紀層のマンガンがやや高く、銅は地質年代別の差はありませんでした。

② 農用地土壤の重金属濃度の調査結果

平成11~12年度に紀北地域の水田及び樹園地土壤について銅、カドミウム、ひ素の調査を行いました。水田では0.1N塩酸抽出の銅は1.0~23.5ppm、1N塩酸抽出のひ素は0.0~4.7ppmと基準値を超える地点はありませんでした。0.1N塩酸抽出のカドミウムも0.05~0.43ppmと全国の非汚染水田土壤と同水準の値（日本土壤協会1984）でした。

樹園地においても、銅、カドミウム、ひ素ともに水田と同様低い値でした。

取組

土壤に関する環境基準は、現在カドミウム等計27項目が設定されています。また、土壤への有害物質の排出を規制するため、以下の法的規制措置等が講じられています。

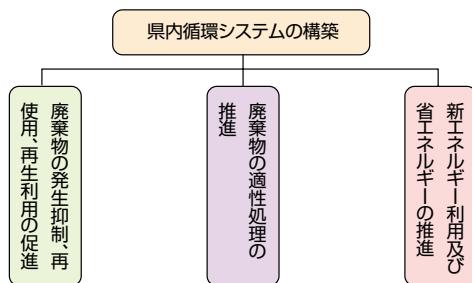
法令名	規制内容
水質汚濁防止法	工場・事業場からの排水規制や有害物質を含む水の地下浸透禁止。
大気汚染防止法	工場・事業場からのばい煙の排出規制。
農薬取締法	土壤残留性農薬の規制。
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の適正処理確保のための規制。

特に市街地等を対象として、土壤汚染の状況把握、土壤汚染による人の健康被害の防止に関する措置等の土壤汚染対策を実施することを内容とする土壤汚染対策法が、平成15年2月15日に施行されています。

5 県内循環システムの構築

私たちの日常生活や経済活動による環境への負荷の一つとして廃棄物の発生があります。廃棄物による環境への負荷を低減するためには、廃棄物の発生を抑制するとともに再使用や再生利用を促進して、循環型社会の構築を目指すことが重要です。また、廃棄物だけではなく、地域で使用されるエネルギー資源についても、循環的に利用していくことが必要です。

県内に循環システムを構築するため、「廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の促進」、「廃棄物の適正処理の推進」、「新エネルギー利用及び省エネルギーの推進」の3つの方向で施策を展開しています。



1 廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の促進

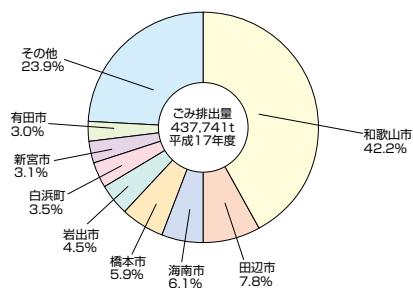
[廃棄物の分類]



現状

① ごみの排出量

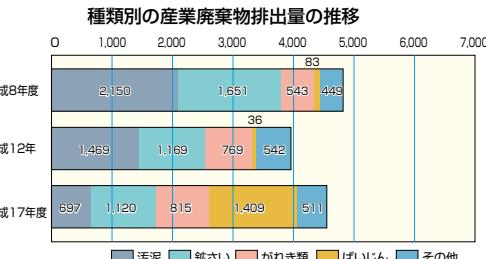
本県におけるごみの平成17年度の総排出量は約438千トン、県民1人1日当たりの排出量は1,121gで、ここ数年は横ばいの状態が続いている。



② 産業廃棄物の排出量

産業廃棄物の平成17年度の発生量は530万トンで平成12年度から1.2%増加しています。そのうち資源化量は330万トン(62%)、最終処分量は21万トン(5%)となっており、平成12年度に比べ資源化量が増加し、最終処分量は減少しています。(次頁図表「本県の産業廃棄物の処理フロー(平成17年度)」参照)

平成5年度以降の処理量の推移を見ると、平成12年度まで減少していたが、平成17年度には増加に転じています。



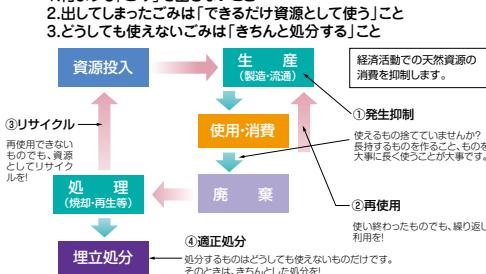
注) 平成12年度調査では「汚泥」とされていた廃棄物の一部(約70万t)が平成17年度調査では「ばいじん」として報告されている。

③ 循環型社会の形成推進

廃棄物の処理に関しては、最終処分場の残余年数の逼迫、不法投棄の増大等様々な問題が発生しており、深刻な状況となっています。もはや「排出された廃棄物を適正に処理する」という対応では限界があり、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から循環型社会への転換が必要となっています。

循環型社会への取組み

私たちにできる身近なことから実践しましょう。



取組

① 廃棄物の発生抑制

県内の廃棄物の発生と処理の状況を把握するため、一般廃棄物及び産業廃棄物について廃棄物実態調査を実施し「第2次和歌山県廃棄物処理計画」を策定しました。

② 減量化・再生利用の推進

(1) 各種リサイクル法に基づく指導等

循環型社会形成のため容器包装リサイクル法、自動車リサイクル法、家電リサイクル法及び建設リサイクル法などの各種リサイクル法が制定されており、これらに基づき現場調査や各種指導などを実施しました。

(2) リサイクル製品の利用促進

循環資源の有効利用及び環境ビジネスの育成を一層推進するため「和歌山県リサイクル製品の認定及び利用の促進に関する条例」に基づき、県においても特に県産品のリサイクル製品の優先使用に努め、リサイクル製品の普及を図っています。



認定リサイクル製品のマーク

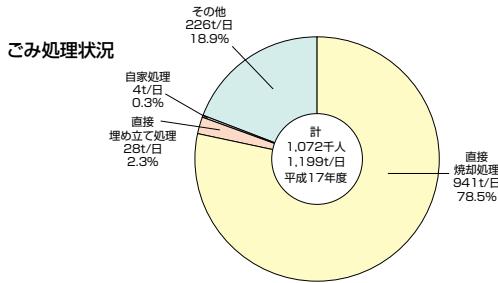
2 廃棄物の適正処理の推進

① 一般廃棄物の処理状況

(1) ごみ処理状況

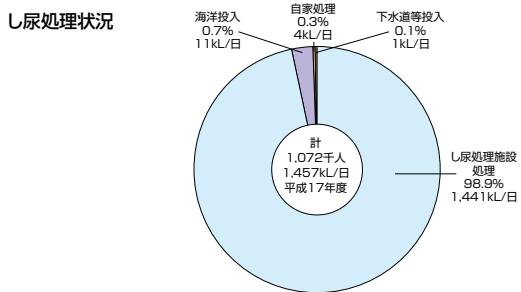
ごみの一日総排出量は1,199tあり、99.7%にあたる1,195tが市町村により収集され、又は排出者により処理施設へ直接搬入され処理されており、残りの0.3%にあたる4tが自家処理されています。

現状

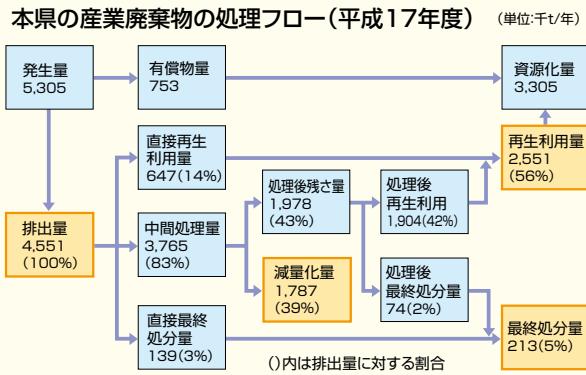


(2) し尿処理状況

平成17年度におけるし尿(浄化槽汚泥を含む)の一日あたり処理量の合計は1,457kLであり、99.7%にあたる1,453kLが収集されています。平成19年6月現在処理施設として、1市12一部事務組合で13施設が設置されており、その処理能力は1,564kL/日となっています。



②産業廃棄物の処理状況



産業廃棄物処理業の許可及び産業廃棄物処理施設の設置許可状況

平成18年度末現在の産業廃棄物処理業の許可件数は、県知事許可1,927件、和歌山市長許可1,424件となっています。なお、県知事許可と和歌山市長許可を併せ持っている業者もあります。また、産業廃棄物処理施設設置許可件数は165件です。

①一般廃棄物対策

取組

一般廃棄物の処理は、単に燃やして埋める処理体制から資源循環型の処理体制へと変換を図っています。このため、ごみの減量化とリサイクルの推進を図りながら、ダイオキシン類の発生が少なく、安定した燃焼が可能な全連続炉への転換、資源化施設等の広域的な施設の整備を促進することとしています。

大阪湾フェニックス計画については、平成16年12月28日環境省の告示で、本県における受け入れ区域が御坊広域圏以北まで拡大し、受け入れ期間が延長されました。一方、大阪湾フェニックス計画対象外地域において、財団法人紀南環境整備公社により広域的に廃棄物が処分できる最終処分場の整備を進めています。

②産業廃棄物対策

(1) 産業廃棄物適正処理対策

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「廃棄

物処理計画」に基づき、排出事業者処理責任を原則として、製造工程等の改善による発生の抑制、リサイクル等の有効利用及び中間処理による減量化の促進を図るとともに、最終処分を必要とするものについては、生活環境の保全に支障のないよう監視・指導を行っています。

また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正により、産業廃棄物の収集・運搬に係る基準や不法投棄・不法焼却についての規制等が強化されたため、必要な指導・監視を行っています。

さらに悪質な処理業者への行政処分について、厳格化が明記されたことから、厳しい措置を講じてきています。

(2) 産業廃棄物処理施設確保対策

本県においては、産業廃棄物を持ち込まない、持ち出さないを基本方針にしていますが、現実には県外処理に多くを依存しており、県内に廃棄物処理施設が不足していることが主要な原因と考えられます。紀南地域においては、紀南地域の産業界、市町村及び県の出資により財団法人紀南環境整備公社を設立し、公共関与により最終処分場の整備を進めています。

(3) ダイオキシン類等環境汚染対策

橋本市における産業廃棄物の不適正処理に起因するダイオキシン類問題の解決に向けて、汚染の原因である焼却炉等の撤去を平成12年度から13年度にかけて行政代執行により実施、また新たに発見された炉底堆積物の処理等を平成15年度に行政代執行により実施しました。

なお、平成14年度からは、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、ダイオキシン類に汚染された土壌の対策を開始し、平成16年9月に工事が完了しました。

跡地については、記念碑の設置・植樹等を行い広場とし、現在水質モニタリングを実施しています。

3 新エネルギー利用及び省エネルギーの推進

現状

現在の社会経済活動を支えるエネルギーの大部分は石油・石炭等の化石燃料に依存していますが、その供給から消費の各段階で、地球温暖化の主因である二酸化炭素の排出をはじめ、多くの環境への負荷を発生させています。このため、エネルギー消費量を削減するとともに、化石燃料への依存を低減することが求められています。しかしながら、そのためには循環型社会の構築といった、社会システムの転換が伴わなければ、その実現は困難です。

①新エネルギーの導入促進

取組

新エネルギーは、エネルギー自給率の向上や地球温暖化対策に資するほか、分散型エネルギー・システムとしてのメリットも期待できる貴重なエネルギーです。

平成17年度に策定した、「和歌山県自然エネルギー導入プラン」により、太陽光発電、風力発電、バイオマスのエネルギー利用等の新エネルギーの普及啓発、導入促進を図っています。

②木質バイオマス利用推進事業

地球温暖化の防止、循環型社会の構築、木質バイオマスの地産地消の和歌山モデルの構築、山村地域の活性化といった多面的な観点から、地域の特性に応じた木質バイオマスのエネルギー利用を推進することを目的として、市町村、木材協同組合、森林組合等関係者を対象にセミナー、説明会の開催など普及・啓発を行うとともに、バイオマス利用施設導入に向け調査・検討を行いました。

⑥ 化学物質による環境汚染の未然防止

現状

私たちの身の回りには、プラスチック、塗料、合成洗剤、殺虫剤、化粧品、農薬など多くの製品が溢れていますが、これらは全て様々な化学物質により作られており、今日化学物質は私たちの生活になくてはならないものになっています。しかし、このように有用な化学物質についても、その製造、流通、使用、廃棄の各段階で適切な管理が行われなかつたり、事故が起こると深刻な環境汚染を引き起こし、人の健康や生態系に有害な影響をもたらすおそれがあります。

ダイオキシン類については平成12年1月ダイオキシン類対策特別措置法が施行され環境監視、発生源対策等が進められています。また特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律により、PRTR制度の整備や事業者が化学物質の性状及び取扱いに関する情報 (MSDS) を提供する仕組みが導入されるなど化学物質に関する環境保全対策が進められています。

① ダイオキシン類による環境汚染調査結果

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、ダイオキシン類による大気、水質、水底の底質、土壤の汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準(環境基準)が設定されています。

平成18年度は大気13地点、公共水域水質59地点、公共用水域底質43地点、地下水20地点、土壤29地点で調査を実施した結果、全ての地点で環境基準を満足していました。

ダイオキシン類常時監視結果集計表(平成18年度)

調査対象	区分	測定地点数	測定結果			単位	環境基準値等
			最小値	最大値	平均値		
大気	一般地域	11	0.015	0.069	0.037	pg-TEQ/m ³	0.6 pg-TEQ/m ³
	発生源周辺地	2	0.039	0.044	0.042		
水質	河川	26	0.037	0.69	0.24	pg-TEQ/L	1 pg-TEQ/L
	海域	33	0.036	0.42	0.11		
底質	河川	20	0.31	80	9.6	pg-TEQ/g	150 pg-TEQ/g
	海域	23	0.19	91	10		
地下水	一	20	0.036	0.17	0.065	pg-TEQ/L	1 pg-TEQ/L
土壤	一般地域	19	0.013	19	1.2	pg-TEQ/g	1000 pg-TEQ/g (検査指標値250 pg-TEQ/g)
	発生源周辺地	10	0.092	4.3	0.96		

注：大気、公共水域(水質、底質)の測定結果における平均値、最小値及び最大値は、各地点の年間平均値の平均値、最小値及び最大値である。

② 水環境中の化学物質実態把握調査結果

化学物質の環境中における動態は未解明な部分が多く、科学的知見の蓄積及び評価基準の設定等の資料の集積のため、平成18年8月に古座川、太田川、那智川及び二河川の4地点において、水質及び底質について調査を実施しました。

水質については、検出された物質はありませんでした。

底質については、マンガンが調査4地点全てにおいて、また直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩が二河川の1地点において検出されました。

水環境中の化学物質実態把握調査対象物質一覧

物質名	用途等
ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル	化粧品、工業用洗浄剤、界面活性剤
ポリ(オキシエチレン)=ノルフェニルエーテル	
エチレングリコール	塗料、合成繊維・合成樹脂の原料、自動車の不凍液
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	家庭用洗浄剤、化粧品、界面活性剤
マンガン	合金、脱酸剤、酸化剤

取組

① ダイオキシン類による環境汚染防止対策

ダイオキシン類対策特別措置法の施行に伴い、ダイオキシン類による環境及び健康への影響を防止するため、次の対策を推進します。

ア ダイオキシン類濃度の実態把握

ダイオキシン類対策特別措置法第26条に基づく、「和歌山県ダイオキシン類常時監視実施計画」により、平成17年度から平成21年度までの5年間で、大気、公共水域、地下水及び土壤について県内の実態を把握します。

イ 排出源監視の実施

特定施設設置者からの測定結果報告等により、排出基準の適合状況を確認し、必要に応じて特定事業場への立入調査を実施します。

ウ 的確な情報提供と啓発

県民に対し、ダイオキシン類対策の取組状況、調査結果などの情報提供に努めるとともに、ダイオキシン類に関する正しい知識の普及を図ります。

エ 県民、事業者、市町村との協働、連携

県民、事業者、行政がダイオキシン類削減のため、それぞれの果たすべき役割のもとに連携するとともに、県、市町村の行政機関相互においても連携を図り、具体的な取組を協働して実施していきます。

オ ダイオキシン類対策推進体制等

「ダイオキシン類対策庁内連絡会議」を設置し、ダイオキシン類の総合的な対策を推進するとともに、その実施状況等を評価・検証し、進行管理を行います。

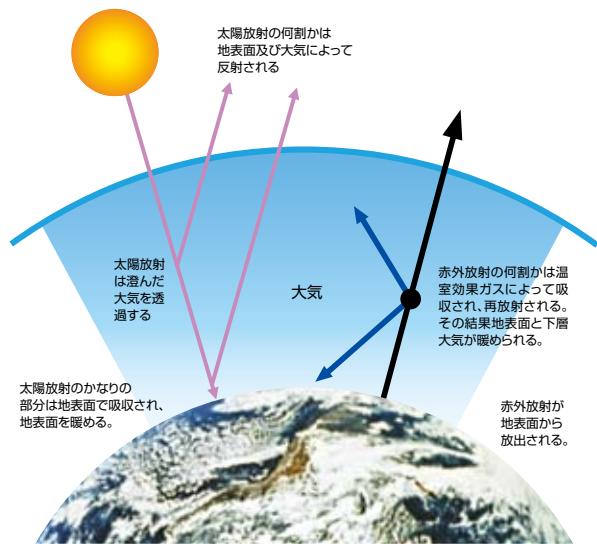
また、学識経験者等を委員とした「ダイオキシン類対策検討委員会」を設置し、常時監視結果やダイオキシン類対策等の評価・検討を行い、知事に必要な助言を行います。

1 溫暖化効果ガス発生抑制対策の推進

現状

地球温暖化とは、大気中に含まれる二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガス濃度が上昇し、地球全体の平均気温の上昇を招くことをいいます。わが国が排出する温室効果ガスの約9割は二酸化炭素が占めており、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の報告では、100年後の地球の平均気温は1.1～6.4℃上昇し、海面は18～59cm上昇すると予想されています。温暖化の進行は気候の変動をもたらし、生態系への悪影響や人間への健康被害、農業への影響、洪水や高潮の発生などが懸念されています。

地球温暖化の原因となる温室効果の略図



取組

①「和歌山県地球温暖化対策条例」の制定及び「和歌山県地球温暖化対策地域推進計画」の推進

地球温暖化を防止するためには、温室効果ガスの排出を削減する必要があり、平成17年（2005年）2月16日に発効した「京都議定書」により、我が国は、平成20年（2008年）から平成24年（2012年）までの5年間で、平成2年（1990年）比6%の温室効果ガス排出量の削減が義務付けられています。

本県でも、地球温暖化対策を推進するため、平成18年（2006年）3月に「和歌山県地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、平成22年（2010年）度には、平成2年（1990年）度と比較して、森林による吸収6.7%の確保を含む最大10.6%の温室効果ガスの削減目標を掲げ、取り組みを進めています。

また、平成19年（2007年）3月には、「和歌山県地球温暖化対策条例」を制定し、地球温暖化に関し、県、事業者、県民、環境保全活動団体、観光旅行者等の責務を明らかにするとともに、本県の特性を活かした地球温暖化対策の基本的な事項を定めました。

（地球温暖化対策条例の主な内容）

- ・特定事業者（「エネルギー使用量3,000kWh/年」以上の工場又は事業場を県内に有する事業者）に対して、削減計画と状況報告の提出を義務化
- ・特定事業者に準ずる事業者（「エネルギー使用量1,500kWh/年」以上の工場又は事業場を県内に有する事業者）に対して、状況報告の提出を義務化

- ・県下全域でのアイドリング・ストップの促進や、世界遺産登録地域の大規模駐車場（自動車の駐車の用に供する部分の面積500m²以上）での駐車場の設置者及び管理者に対して、アイドリング・ストップ周知を義務化
- ・森林県の特徴を活かした吸収源対策の促進など

② 地球温暖化防止に係る「わかやまSTOP温暖化戦略」事業

県では、温暖化効果ガスの排出を削減するため、平成15年度に「温暖化対策推進班」を新設し取り組みを進めてきました。平成17年度には「和歌山県温暖化防止活動推進センター」を新たに設置し、NPO・企業等とのパートナーシップを推進するとともに、平成18年度も地球温暖化防止活動推進員31名を委嘱し、平成16年度から委嘱の推進員と併せて116名の方が地域での地球温暖化防止に関する広報活動や啓発イベント等に取り組みました。また、マスメディアの活用やポスターコンクールの実施などにより地球温暖化防止への意識の高揚と定着を図りました。

平成18年度ストップ地球温暖化ポスターコンクール最優秀作品



小学生の部



中学生の部

③ 「環境にやさしい」自動車の導入促進

低公害車及び一定の排出基準や燃費基準を満たす自動車を「環境に優しい自動車」として、導入の促進及び啓発に努めています。

また、県では毎年「グリーン購入推進方針」を見直し、環境に優しい自動車の導入に努めています。

④ アイドリング・ストップ運動

アイドリング・ストップ運動は大気汚染や騒音、悪臭の防止など、「自動車による公害防止」の観点から取り組まれてきましたが、近年、地球温暖化防止の観点からも推進していく必要があります。

県では、平成19年3月に「和歌山県地球温暖化対策条例」を制定し、アイドリング・ストップ対策の強化を図るとともに、ポスターや幟旗等の配布を通じ、アイドリング・ストップ運動の啓発活動を実施しています。

⑤ ノーマイカーデー運動の実施

平成15年度から、地球温暖化防止のための二酸化炭素削減、公共交通機関の維持、道路における渋滞の緩和を目的に、通勤に自家用車を利用している職員を対象に、公共交通機関や自転車、徒歩による通勤を促す「ノーマイカーデー運動」に取り組み、平成16年度には和歌山市内の民間事業者及び行政機関で構成する「和歌山県ノーマイカーデー運動推進協議会」を設置し対象を拡大した結果、平成19年3月末現在で、参加団体は民間・行政併せて29団体（対象者約9,300名）となった。

2 二酸化炭素の吸收源対策の推進



現状

和歌山県は二酸化炭素の吸収源である森林資源が豊富なことから、平成18年（2006年）3月に策定した「和歌山県地球温暖化対策地域推進計画」では、森林による温室効果ガスの吸収量を平成22年（2010年）度には平成2年度（1990年）と比べて最大6.7%（最大吸収可能量）を確保することとしており、今後とも「林業生産活動に基づく森林施策」や「企業の森」等、多様な主体による森林整備、紀州材の需要拡大等に努める必要があります。

取組

① 森林吸収源対策に係る森林整備事業

- (1)「森林環境保全整備事業」「森林居住環境整備事業」（健全な森林を造る）

循環型資源となる木材利用を推進するとともに、県土の保全、水資源のかん養等森林の持つ多様な機能が発揮できる森林整備を総合的に実施し、森林吸収量の効果的な確保を図ります。

(2)「治山事業」（保安林の適切な管理、保全）

過密化した保安林に対し、本数調整伐等の適切な森林整備を行い、保安林機能を向上させるとともに、二酸化炭素吸収源となる森林の保全を図ります。

(3)「企業の森」事業

民間の資本を導入した新しい環境林整備の手法として「企業の森」事業を展開しています。

これは、企業や労働組合等の民間資金を荒廃した森林に導入し、環境保全のための森林整備活動を民間主導で進めいく新しい森づくり施策です。環境保全に关心の高い企業や労働組合、NPO等の多様な団体に対し社会貢献できる森林を提供し、森林整備作業に取り組んでもらうことで、荒廃した森林が適正管理された健全な森林に整備されます。また日常の森林管理業務が地元森林組合に委託されることで山に新しい雇用が生まれ、森林作業のため定期的に訪れる団体関係者と地域住民との交流が地域の活性化を大いに促進します。

平成18年度末現在で27団体が参画し（総活動面積：約136.9ha）、それぞれ趣向を凝らした森づくりを行っています。

(4)森林による二酸化炭素の吸収等環境保全活動認証事業

「企業の森」により吸収した二酸化炭素の量を算定するなど参画企業の環境保全貢献を評価し、森林県である本県の地域特性を活かした地球温暖化対策を推進するため、標記認証事業の創設にむけ取り組みました。

平成18年4月「和歌山県森林による二酸化炭素吸収量認証事業認証評価委員会」を設置し、委員としてNPO気候ネットワーク代表で弁護士でもある浅岡美恵氏、森林総合研究所関西支所において農学博士でもある黒田慶子氏、解剖学者で東京大学名誉教授である養老孟司氏の3名を中心に検討しました。

② 森林整備の担い手の確保

森林が持つ公益的機能に着目し、その環境保全対策を進める中で、新たな雇用を創出し、山村地域の活性化を図る施策として緑の雇用を打ち出しました。

これは平成14年から本格的に始まり、平成16、17年度には「緑の雇用担い手育成対策事業」平成18年度からは「緑の雇用担い手対策事業」が農林水産省（林野庁）の事業として実施されるとともに、総務省予算としても「新たな緑の雇用対策の推進」として地方財政措置がなされました。

これらの事業の推進により、現在約260名の新規就業者を確保しており、この担い手を活用し、森林整備を推進していきます。



③ オゾン層破壊 防止対策の推進



現状

オゾン層は高度1万m以上の成層圏にあり、太陽光に含まれる有害な紫外線を吸収し、人間や動植物をその影響から守っています。このオゾン層がフロン等により破壊され地上に到達する紫外線の量が増加することによって、人の健康被害や生態系への影響が懸念されています。

これらの問題に対応するための国際的な取り決めとして1985年にオゾン層の保護に関するウィーン条約が1987年にオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書が採択され、オゾン層破壊物質の生産削減等が合意されました。

わが国では、1988年に特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律を制定し、特定フロンについては1995年末に生産が全廃されています。

また既に製造・使用されているエアコンや冷蔵庫等に充填されたフロン等については、廃棄時等に大気中に排出しないよう、家電リサイクル法及びフロン回収破壊法に基づき、製品中に含まれるフロン類を回収することが義務づけられています。オゾン層破壊防止のためには、消費者・メーカー・回収業者等がそれぞれの責務を果たし、協力することが必要です。

取組

オゾン層の破壊や地球温暖化を招くフロンを大気中にみだりに放出することを禁止し、機器の廃棄時の適正な回収、破壊処理を義務づけた「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施に関する法律(フロン回収破壊法)」が平成13年6月に制定され業務用冷凍空調機器は平成14年4月1日から、カーエアコンについては平成14年10月1日から廃棄時に残存するフロン類の回収が義務づけられました。

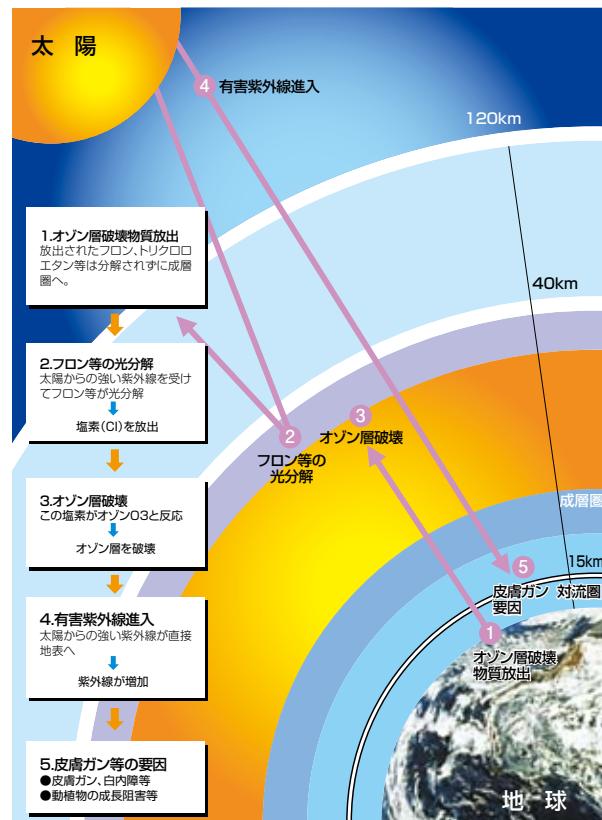
さらに、平成17年1月1日から「使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)」が本格施行され、カーエアコンに係る部分が同法に移行しました。

なお、都道府県知事の登録を受けた者でなければ、フロン類の回収等を行うことは出来なくなっています。

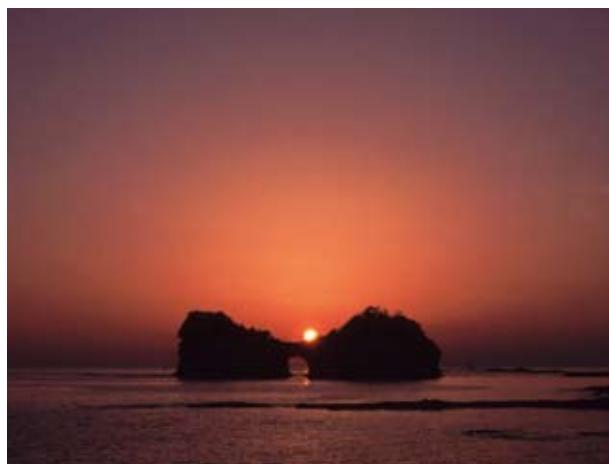
また、平成19年10月1日から改正法が施行されました。

フロン類の回収を徹底するために、手続きや関係者の役割がより明確になります。

オゾン層の破壊のしくみ



出典:オゾン層保護対策産業協議会「オゾン層破壊物質使用削減マニュアル(1993)」から作成



1 環境教育・環境学習の充実



現状

今日の環境問題は、私たち一人ひとりの生活のあり方から社会経済構造のあり方まで、幅広い分野に根ざす問題となっており、これを解決していくには全ての人々が自らの活動と環境との関わりを十分理解し、今までの価値観を転換していく必要があります。その意味で環境教育・環境学習は環境問題解決の根幹をなすものといえます。

平成15年10月には環境教育推進法が施行され、環境教育・環境学習は学校教育だけの問題ではなく、国民、NPO、事業者等にも必要であるとの位置づけがなされています。全ての人々が環境に関心をもち、それぞれの責任と役割を認識し、環境保全行動につなげていくためには、子どもから大人まですべての年齢層を対象として、様々な場において環境教育・環境学習を総合的に推進することが必要です。

そのためにも、県では平成19年3月、行政、県民、事業者、民間団体等の各主体が連携、協働して環境学習を推進し、地域に根ざした自主的、積極的な環境保全活動の環を広げ、地域の活性化とともに、持続可能な社会を構築していくことをめざして「和歌山県環境学習・環境保全活動の推進方針」を策定し、さまざまな活動を推進しています。

① 環境学習アドバイザーの派遣

平成15年7月より環境学習アドバイザー派遣事業を継続して実施しています。

平成16年度からは対象を学校だけでなく、市町村、事業者、住民団体等へ拡大し、環境学習に関する研修会、講演会、学習会等に環境分野の有識者である環境学習アドバイザーを派遣しています。

平成18年度の派遣実績はのべ53件、参加者は2,224名を数えました。なお、平成19年4月1日現在、環境学習アドバイザーの登録者は106名です。

また、指導力の向上と相互の交流を図るため「環境学習セミナー」を開催するとともに、「エコティーチャー養成研修会」には講師として、環境アドバイザーを派遣しました。

② 環境学習車の派遣

地球温暖化などの環境問題を解決するためには、環境について考える機会をもち、環境意識（エコマインド）を育むこと

が重要です。そのため県では、①自然エネルギーによる発電システム②環境測定機器③会場設営機器④環境問題を取り上げたビデオやDVD等を積載した環境学習車（愛称：紀の国エコワゴン）を導入し、学校や地域のイベントなどに派遣するなどして、環境問題に触れる機会を拡大しています。



環境学習車「紀の国エコワゴン」

③ 学校における環境教育

環境問題は身近な事象から地球規模で進行している事象にまで及んでいるため、学校教育においては、児童生徒一人ひとりに人間と環境との関わりについて理解と認識を深めさせるとともに、身近な生活や環境に配慮した行動のできる、資質や能力の育成が求められています。

そのため、各学校においては、総合的な学習の時間をはじめ、各教科、道徳、特別活動など教育活動全般を通じ、自然の大切さを学び、自然を保護するための実践的な学習に取り組んでいます。また「きのくにエコスクール事業」として次のような取組を行っています。

- ・本県学校における環境教育の基本となる「学校における環境教育指針」を作成し、全公立小・中学校及び県立学校に配付しています。
- ・循環型社会に対応するため、学校経営上のチェック項目を含んだ、「きのくにエコスクール基準」を作成し、各学校に配付しています。
- ・「きのくにエコスクールにおける環境学習実践事例」を作成し、全公立小・中学校に配付しています。
- ・環境学習アドバイザーを活用し、「エコティーチャー養成研修会」を県内2会場で開催しました。
- ・環境学習プログラムや教材の充実に関し、「学校における環境教育指針」に基づいて、教師用の指導書である「わかやま環境学習プログラム」を作成して全公立小・中学校、県立学校及び私立学校に配付し利用促進を図っています。

④ 自然観察会の実施

私たちの身近に存在する自然についての理解を深め、ふれあいを推進するため、各種行事を実施しています。

平成18年度は、ラムサール条約湿地に登録されている串本沿岸海域においてシユノーケリングによる海中観察会を開催しました。また、環境省がビジターセンターを整備した那智勝浦町宇久井において、近畿地方環境事務所と共に磯の生物観察会を開催しました。

2 環境保全意識の普及啓発

現状

全ての人々が自主的に環境保全行動に取り組むためには、環境教育・環境学習への取り組みと並行し、環境保全意識を育むための普及啓発が大切です。

特に、本県の豊かな自然を保護し適切に利用していくには、県民の自然に対する理解を深め、自然を尊ぶ心を培うことが必要です。

県では環境保全に関する講演会の開催やこどもエコクラブ活動への支援、自然とのふれあい体験等を通して、県民の環境への正しい理解と認識、環境保全活動へ参加していく意識を高めることを目的に普及啓発事業を行っています。今後も様々な場において全ての年齢層を対象に普及啓発を総合的に進めることができます。

取組

① 環境月間における環境保全啓発活動

広く国民の間に環境保全についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境保全に関する活動を行う意識を高めることを趣旨として、環境基本法は6月5日を「環境の日」と定めています。県でも環境省の主唱するように、毎年「環境の日」を含む6月を環境月間とし、様々な広報・啓発活動を行っています。

② わかやま環境大賞・環境賞

環境保全に関する実践活動が、他の模範となる個人又は団体を表彰し、その活動事例を広く県民に紹介することにより、県民の環境保全に関する自主的な取組みを促進することを目的に平成14年2月に創設した表彰制度です。

平成19年（第6回）は36件の応募の中から「わかやま環境賞選考委員会」の選考を経て9団体が受賞しました。

◎わかやま環境大賞

和歌山県立粉河高等学校

○わかやま環境賞

尾鷲 桢

西和佐生活学校

里山を愛する会

白浜町ごみ説法者

吉田 八重子

田辺市立三栖小学校

○特別賞

瀬口友三郎

株式会社太陽産商和歌山支店和歌山営業統括本部

④ こどもエコクラブ活動支援

平成7年度から環境省の呼びかけで全国各地に、子供たちが地域の中で仲間と一緒に地域の環境や地球環境問題について学習、活動する「こどもエコクラブ」が設立されました。

本県においても事務局を設置し、市町村事務局を通じてこどもエコクラブの活動を支援しています。平成18年度は、県下で11クラブが登録し、334名のクラブ員（センター44名）が環境保全活動や自然観察会などを行っています。

⑤ 「みどりの少年団」育成

自然や人を愛する心豊かな人間に育つことを目的として、こどもたちが自然の中で緑を愛し、守り、育てる活動を助成します。

⑥ 森林・林業教育実施事業

森林の機能、森林文化、林業の大切さを理解し、森林・林業を守ろうとする意識を高めるため、小中学生等を対象に間伐や枝打ちなどの林業体験や炭焼き、木工体験などを交えながら、森林の働きや重要性、森林を守り育てる林業の大切さについて学習する「森林・林業教室」を実施し、県内の97校、延べ4,164名の参加を得ました。

また、県教育センター学びの丘との連携により、新規採用教員を対象とした研修会を開催し、25名の参加を得ました。この研修では、幼稚園の新規採用教員を対象として森林・林業の果たす役割についての講義を行うとともに自然との関わり方を深めるため、森林での自然観察を行いました。



③ 全国星空継続観察の実施

自分たちの住む地域の星空の観察を通して、大気や地球環境の保全に対する関心を高めることを目的とする「全国星空継続観察（スターオッチング・ネットワーク）」を実施しました。

環境に関するお問い合わせ先

機関名	お問い合わせの内容
環境生活総務課	地球温暖化対策の推進、環境計画、環境教育・環境学習に関すること
自然環境室	自然公園、鳥獣保護に関すること
循環型社会推進課	循環型社会形成の推進、廃棄物・リサイクル対策、新エネルギー、廃棄物処理計画の推進に関すること
廃棄物対策課	産業廃棄物対策、不法投棄対策に関すること
環境管理課	大気・水質等の監視、化学物質の管理の促進に関すること
エコ農業推進室	肥料・農薬の適正使用の推進、環境保全型農業の推進に関すること
畜産課	畜産環境の保全に関すること
新ふるさと推進課	遊休農地の解消及び農地の有効利用に関すること
林業振興課	緑の雇用事業の連絡調整に関すること
森林整備課	森林保全に関すること
資源管理課	漁場の環境保全に関すること
河川課	河川の管理・整備に関すること
生活排水課	生活排水施設の整備促進に関すること
下水道課	下水道の整備促進に関すること
住宅環境課	都市公園の整備・管理、住環境の整備促進に関すること

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地
 電話番号 県庁代表 073(432)4111
 県ホームページ <http://www.pref.wakayama.lg.jp>

【県内各地域のお問い合わせ窓口】

機関名	所在地	電話番号
岩出保健所	岩出市高塚209	0736(63)0100
橋本保健所	橋本市高野口町名古曾927	0736(42)3210
海南保健所	海南市大野中939	073(482)0600
湯浅保健所	有田郡湯浅町湯浅2355-1	0737(63)4111
御坊保健所	御坊市湯川町財部859-2	0738(22)3481
田辺保健所	田辺市朝日ヶ丘23-1	0739(22)1200
新宮保健所	新宮市緑ヶ丘2丁目4-8	0735(22)8551
新宮保健所串本支所	東牟婁郡串本町西向193	0735(72)0525



和歌山県の環境

平成19年版 環境白書要約

平成19年11月

編集・発行

和歌山県 環境生活部 環境政策局 環境生活総務課

〒640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

TEL.073-441-2670



この冊子は古紙配合率100%再生紙と大豆油インクを使用しています。

